

総務省デジタル統括アドバイザーの職務内容

○職務内容

総務省デジタル統括アドバイザーの職務内容は以下のとおりです。

- ・総務省のデジタル化に関する戦略・方針・計画等の策定・推進・評価、デジタル技術を活用した業務の見直し、投資管理（運用コスト削減に係る取組も含む。）及び人材の育成・確保等について、行政に関する理解の下、積極的に必要な助言及び支援を行うこと。
- ・標準ガイドライン等に基づく業務（プロジェクトの計画・管理、要件定義、予算要求時における見積りの精査、情報システム調達における仕様書の作成や提案書及び積算の審査等）について、大臣官房企画課サイバーセキュリティ・情報化推進室（以下「総務省 PMO」という。）、プロジェクト推進組織（以下「PJMO」という。）と連携し、必要な助言及び支援を行うこと。
- ・「総務省デジタル・ガバナメント中長期計画」等に基づく総務省の IT ガバナンスの推進について、総務省 PMO 及び PJMO に必要な助言及び支援を行うこと。
- ・大臣官房長（総務省デジタル統括責任者）及びサイバーセキュリティ・情報化審議官（総務省副デジタル統括責任者）には、総務省の各プロジェクト等に係る現状・課題等を定期的に情報提供するよう努めるとともに、重大なリスク事案等の発生が予見される場合は適時適切に報告すること。
- ・総務省の各プロジェクト等に係るデジタル庁等関係者への説明について、必要に応じて同席すること。
- ・デジタル庁等から示される方針や指摘等について総務省 PMO 及び PJMO に浸透させ、担当者が自ら考え、改善を図っていくことができるよう留意すること。
- ・総務省 PMO と連携し、総務省の業務を効果的・効率的に遂行出来るよう努めること。
- ・各種施策の円滑な実施や人材育成のため、総務省の職員を対象とした各種研修を実施すること。
- ・業務遂行上把握した共有すべき有用な情報を総務省デジタル統括アドバイザー間で共有するよう努めること。また、必要に応じ総務省 PMO と連携し、業務遂行上有用となる手引き等の検討及び作成を行うこと。
- ・業務実績報告書を作成すること。
- ・その他必要と考えられる業務や想定していない業務が生じた場合は、総務省 PMO と協議の上、対応方針を検討し、適切に業務を行うこと。

○留意事項

- ・業務の遂行に際しては、総務省 PMO 及び PJMO と、報告、連絡、相談を緊密に行うこと。
- ・業務の遂行を通じて得られた経験・ノウハウを蓄積し、関係者や後任者等に

対する情報共有や引継ぎを行うこと。

- 行政のデジタル化に係る各種施策について、幅広い視野を持って情報を収集し、最新の情報の活用や課題解決のための自らの提案をもって、その推進に努めること。
- システム構築・運用に必要と想定される一定レベルの情報セキュリティに関する情報の収集並びに知見の習得に努めること。

※注意事項

総務省デジタル統括アドバイザーに採用された場合、親元企業等が政府機関等の調達に係る入札制限に抵触することがあるので留意すること。